

議第19号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第26号及び第27号を次のように改める。

(26)及び(27) 削除

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士